

作付制限、吸収抑制対策、収穫後の検査の組合せで 安全確保

- 平成25年産米の検査結果や、避難指示区域の見直し等も踏まえ
- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 営農が制限されている居住制限区域は農地の保安全管理や試験栽培
- ③ 避難指示解除準備区域など、今後1、2年程度で作付再開を目指す地域では実証栽培
- ④ 平成25年産から作付を再開する地域については、吸収抑制対策を行った上で、全量を管理・検査
- ⑤ それ以外の地域については、抽出検査により安全を確認

農林水産省「農林水産現場における対応」より作成

農林水産省

米については、作付制限、吸収抑制対策、検査の3つの対策を組み合わせた安全の確保が図られています。

2014（平成26）年産米については、2013（平成25）年産米の検査結果や、避難指示区域の見直しなども踏まえ、

- ① 避難指示により立入りが制限されている帰還困難区域は作付制限
- ② 避難指示により営農が制限されている居住制限区域は、除染後農地の保安全管理や市町村の管理の下での試験栽培
- ③ 避難指示解除準備区域など、今後1、2年程度で作付再開を目指す地域では実証栽培
- ④ 2013（平成25）年産から作付を再開する地域については、吸収抑制対策を行った上で、全量を管理・検査
- ⑤ それ以外の地域については、抽出検査により安全を確認

が実施されています。また、福島県では県独自の取組として、全地域で全袋検査が引き続き実施されています。

本資料への収録日：2014年3月31日

改訂日：2015年3月31日

関連 Q&A

- ・ 4章 QA1 食べものの安全はどのように確保されているのですか
- ・ 4章 QA3 農林水産物の安全性を確保するためにどのような取組がとられているのですか
- ・ 4章 QA87 米の安全性は、どうなっていますか